

沼津市バレーボール協会会則

制 定 昭和 49 年 2 月 3 日

一部改正 平成 23 年 3 月 1 日

一部改正 平成 31 年 3 月 13 日

一部改正 令和 2 年 6 月 14 日

第1章 名称

第1条 本会は、沼津市バレーボール協会と称する。

第2章 事務所

第2条 本会の事務所は、事務局長の所に置く。

第3章 目的

第3条 本会は、沼津市におけるバレーボール競技を振興して、体力の向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

第4章 事業

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、下記事業を行なう。

1. 沼津市における競技大会、講習会等バレーボール競技に関する各種事業の実施、及び援助をする。
2. 県大会、地域大会、全国大会に役員、選手を派遣する。
3. 競技会に関する資料の研究調査、運動施設の計画実施、競技の啓発指導を図る。
4. 静岡県バレーボール協会、静岡県東部バレーボール協会との連携を密にし、その強化、相互の連絡と融和を図る。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業を行なう。

第5章 組織

第5条 本会は、沼津市における小学生、中学生、高校生、教員、実業団、クラブ、婦人バレーボール、一般賛助会員をもって組織する。

第6章 役員

第6条 本会は下記の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、顧問若干名、参与若干名、理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、理事若干名、評議員（チーム1名）、監事2名。役員任期は、全て2ヵ年とし留任を妨げない。ただし、任期満了するも後任の定まるまでは、その職にあたるものとする。

第7条 各チームより1名の評議員を選出することができる。

第8条 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事は人選委員会・役員会にて推挙し、評議員総会で決定する。

第9条 顧問、参与は役員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第10条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

第11条 理事長は会務を処理し、三役会の決定するところに従い会務を執行する。緊急事項については、理事長が執行することができる。ただし、次の三役会において承認を得なくてはならない。

第12条 会長に事故あるときには、副会長がこれを代行する。副会長に事故あるときは理事長がこれ

を代行する。理事長に事故あるときは副理事長がこれを代行する。

第13条 監事は、業務ならびに会計を監査する。

第7章 会議

第14条 本会には以下の会議を置く。

評議員総会

役員会

三役会

理事会

第15条 評議員総会は、会則の改廃、予算・決算の承認、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事・監事の選出、その他本会の基本事項を決定する。

第16条 評議員総会は、4月に会長が招集する。

理事・監事もしくは、評議員の5分の1以上からの会議の目的を示して請求したときは、会長が2週間以内に評議員総会を招集しなければならない。

第17条 評議員総会は、出席議員の過半数をもって定め、可否同数のときは、議長が定める。

第18条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事、委員会委員長、部会部長をもって構成する。

第19条 役員会は、必要の都度会長が召集し、本会の重要事項の審議・決定、一般会務の処理を行なう。

第20条 三役会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長をもって構成する。また理事会は理事長、副理事長、常任理事、理事により構成する。

第21条 三役会は必要の都度、会長が召集し、緊急事項を審議、決定し執行する。

第22条 理事会は必要の都度、理事長が召集し、三役会における決定事項の詳細について審議する。問題によっては、決定し執行する。ただし、次回の三役会に報告する。

第8章 委員会・部会

第23条 本会には、委員会および部会を置き、その構成は以下の通りとする。

委員会

委員会は、下記の委員会をもって構成する。

審判委員会

競技委員会

部会

部会は、下記の各部をもって構成する。

一般部（クラブ・実業団）

家庭婦人部

高校部

中学部

小学部

ジュニア部

ソフトバレーボール部

第24条 委員会・部会は本会の事業を遂行するため必要な事項を分担所管し、三役会の承認を得て処理執行する。

第25条 各委員会・部会には委員長1名、部長1名を置くことができる。また、指導普及強化委員会は事業ごとに担当委員長を置くことができる。委員長・部長の理事（理事長・副理事長・常任理事・理事）の兼務は認める。

第9章 事務局

第26条 本会の総括的事務処理機関として、事務局を置く。

第27条 事務局には、下記の役員を置く。

事務局長1名、事務局員若干名

第28条 事務局長は、常任理事の中から人選委員会・常任理事会が選出し、会長が委嘱する。

事務局長は、事務局を統括し、本会の事務・庶務・会計を処理する。

第10章 会計

第29条 本会の経費は、下記に上げるもので支弁する。

1. 公共団体から交付される補助金
2. 事業収益金
3. 寄付金
4. 登録料
5. 会費
6. 参加料
7. その他

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月末日に終わる。

第31条 会計年度の終わりに余剰金のあるときは、翌年度に繰り越す。

第32条 本会の決算は、会計年度終了後監事の監査を経て評議員総会の承認を得る。

第33条 本会は、常任理事会の決議によって、別に特別会計を設けることができる。

第11章 補則

第34条 本会会則施行についての必要な細則は会長が別に定める。

附則 本会会則は昭和49年2月1日より施行する。

附則 この一部改正会則は平成23年3月1日より施行する。

附則 この一部改正会則は平成31年4月1日より施行する。

附則 この一部改正会則は令和2年7月1日より施行する。

沼津市バレーボール協会人選委員会に関する細則

制 定 平成 23 年 3 月 1 日
一部改正 平成 31 年 3 月 13 日

第1条 人選委員会の目的は、会則に従い、次期本協会の役員の候補者を役員会と評議員総会に推挙することである。

第2条 沼津市バレーボール協会会則第 6 章第 8 条により、役員改選年度前年に本委員会を設置する。

第3条 本委員会は第 1 条の目的に基づき、下記役員の候補者を推挙する。

会長

副会長

理事長

副理事長

常任理事

理事

監事

第4条 人選委員は副理事長、常任理事、理事から推挙する。

第5条 副理事長、常任理事、理事は、委員長、部長を兼ねることができる。

第6条 この人選委員会の委員長は、人選委員長と称し、人選委員の互選により選出する。

第7条 人選委員長は結果を常任理事会、役員会、評議員総会に報告し、評議員総会でその承認を得る。

第8条 人選委員会に関わる費用経費は、事務局長にその予算・決算を報告し、事務局はそれを支弁する。

附則 この細則は、平成 23 年 3 月 1 日より施行する。

附則 この一部改正会則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。